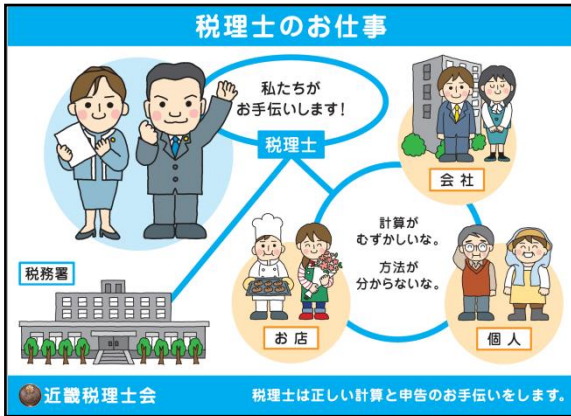


「公平な税制って、なに？」



<挨拶・自己紹介>

はじめに講師の自己紹介と、税理士の職業紹介をお願いします。我が国は民主主義（国民主権）の国で、申告納税制度が採用されています。しかし我が国の税制は複雑で、専門知識なしに正しく申告納税を行うのが困難となっています。そこで我々税理士が、納税者と国・地方公共団体の間に立って、正しく申告納税できるよう様々な手助けをする、無くてはならない職業であることを説明します。高校生対象の授業なので、将来の進路として税理士という職業に興味を持つ生徒がいます。もし具体的な仕事について質問があれば、わかりやすく答えてあげてください。



1. あなたは、どちらの国に住む？

Q 世界にたった2つの国しかなくなりました。漂流しているあなたは、生き延びるために、どちらかの国に上陸し、その国の国民になることにしました。さて、あなたはどちらの国の国民になりますか？
ただし、一度入国したら、別の国に移り住むことはできません。

A国

・所得税だけを課する国
年収に応じて、税率は高くなる。
(税率は、5%・15%・30%・45%)

B国

・消費税だけを課する国
商品やサービスの提供を受ける毎に、一律20%の消費税が課税される。

<授業のはじめに>

まず本日実施する授業の概要を、手短かに説明します。公平な税制をテーマにこれから一時間、生徒のみなさんと議論し、考えてもらいます。

<あなたは、どちらに住む？>

公平な税制について考える第一歩として、A国：所得（≒収入）が大きくなるほど累進的に高い税率を課税する所得税のみ課税国と、B国：消費（≒支出）に一律同じ税率を課税する消費税のみ課税国、あなたならどちらの国民を選択するかを考えてもらいましょう。そして生徒から自由で活発な意見が出るよう、適宜アドバイスしながら積極的な発言を促してください。できれば数人の生徒に意見を聞いてみましょう。うまく自分の意見を言えない生徒がいれば、わかりやすいアドバイスをお願いします。ここでは所得税と消費税、どちらか一方の税制を正解だと誘導するものではありません。所得税と消費税が全く性格の異なる税金であることを、まず生徒たちに知ってもらおうことです。

→補足資料「1.所得税（直接税）の特徴を見てみよう」

→補足資料「2.消費税（間接税）の特徴を見てみよう」

「公平な税制って、なに？」

2. 税金は約50種類あります！

直接税

給料をもらったら？
所得税・住民税
(国税) (地方税)

土地や建物などを所有しているときは？
固定資産税
(地方税)

車を持っている？
自動車税
(地方税)

直接税は税金の負担者と納税義務者が同じ税金

(注) 住民税とは、都道府県税と市(区)町村住民税を合わせた呼び方です。

間接税

お店で買い物をしたときは？
消費税・地方消費税
(国税) (地方税)

温泉に入ったときは？
入湯税
(地方税)

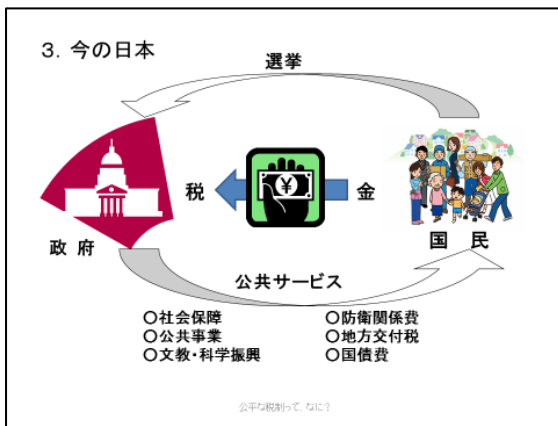
間接税は税金の負担者と納税義務者が一致しないことが予定されている税金

**買い物をした人が消費税の負担者
お店が納税義務者
お店が消費税を税務署に納めます。**

<税金は約50種類以上あります！>

我が国には国と地方あわせ、約50種類もの税金があります。その代表的なものについて紹介するとともに、この約50種類もの税金が、税金の負担者と納税義務者が同じである直接税と、税金の負担者と納税義務者が異なる間接税の二種類に大別されることを説明します。また税制における公平の概念には、垂直的公平と水平的公平の2つの考え方があること。現実の税制は、垂直的公平を重視する所得税・相続税と、水平的公平を重視する消費税・法人税の2つのグループに大別され、両者が混在しながら我が国の税制が成り立っていることを説明してください。

→補足資料「3.課税の公平性とは？」



<今の日本>

国民と政府・税金の関係を説明します。国民の納めた税金が、政府によって公共サービスとして提供される流れを、レジュメや板書を用いて説明します。政府が公共サービスを提供するには、国民の納める税金が必要。この税金を納めるルール(法律)を決めるのは、選挙によって選ばれた国民の代表である議員であり、国会で決められる。これを租税法律主義といい憲法第84条で定められている。このように税金が国家の根幹を成していること、そして税金にまつわる全ては国民自身が決めていることを、生徒みなさんに理解してもらう。

4. 考えよう！

「このクラスを〇〇村と名付けます。皆さんは、その村の村民で、家が6軒の小さな村です。村には学校がなく、子どもたちは、隣の学校まで片道2時間かけて通っています。村民全員の要望もあり、今度、村では新たに学校を造ることになりました。その学校を造るには、1,800万円かかることが分かりました。」

さて、どのようにしてこのお金を集めるのかを考えてみましょう。

公平な税制って、なに？

<考えよう！>

ここからワークシートを活用したグループ討論に入ります。考えよう！として投げかけられた問題について、様々な角度から議論してゆきます。村に学校を造ることになりました。建設費1,800万円を6軒でどのように負担するのが最も公平な税制となるか、前提条件の異なるワーク1からワーク3の問題を通じて議論して考えてもらいます。ワークの問題を生徒各自に少し考えてもらった後、数分間グループで議論してもらいましょう。議論の後にグループの意見を集約し、代表何人かに意見を発表してもらいます。意見発表後に自分の意見とどう違ったのか、また他人の意見を聞いた後に自分の意見がどう変わったのか、数人に聞いてみてください。この授業を通じて、議論や他人の意見を聞くことにより、生徒の税制に対する認識が深まるよう心がけてください。

「公平な税制って、なに？」

ワーク1

全ての家の所得は、1,000万円です。
なるべく公平に集めたいと思います。いくらずつ集めたら良いでしょうか？

	所得(円)／年	メモ	税金(円)	残り(円)
A家	1,000万円			
B家	1,000万円			
C家	1,000万円			
D家	1,000万円			
E家	1,000万円			
F家	1,000万円			
合計	6,000万円			

公平な税制って、なに？

<ワーク1>

6軒の所得は1,000万円とすべて同じです。建設費1,800万円をどのように集めて、公平に負担させれば良いのでしょうか？ この問題では、大半の生徒が1,800万円を6軒で均一に割った300万円を集めるのが最も公平だと答えると思います。なぜなら6軒に所得格差がない以上、すべての家庭が同額の税金を負担するのが最も公平と考えられ、あまり議論の余地がないからです。なおワーク1～3では議論を単純にするために、6軒の家庭は、所得以外の事情を一切考慮しないものとします。このワーク1は所得が同じなら、同じだけ税金を負担すべきと考える、水平的公平について考える起点となるものです。

ワーク2

では、所得が異なった場合はどうでしょうか？
やはり、公平に集めたいと思います。各グループで話し合ってみよう。

	所得(円)／年	メモ	税金(円)	残り(円)
A家	2,500万円			
B家	1,500万円			
C家	1,000万円			
D家	500万円			
E家	300万円			
F家	200万円			
合計	6,000万円			

公平な税制って、なに？

<ワーク2>

6軒の所得が2,500万円から200万円と、この問題の各家庭には所得格差があります。建設費1,800万円を6軒からどのように集めて、公平に負担させれば良いのでしょうか？ おそらくこの問題では、生徒の意見が大きく分かれ、様々な意見が出てくるのではないのでしょうか。

◎ワーク1と同様に建設費1,800万円を均等割として各家庭から300万円ずつ課すべきだとする意見。◎建設費1,800万円を各家庭の所得の30%に課すべきだとする意見。◎全家庭に所得の30%という同じ税率を課すのではなく、所得の大きい家庭は、税金をより多く負担してもなお生活費に余裕がある、すなわち担税力が大きいので、累進的に高い税率で税金を課すべきだとする意見。◎所得が少ない家庭については、生活費を考慮すると担税力がないので、税金を課さなくても良いとする応能負担の原則を重視する意見。◎いや、所得が少ない家であっても、学校を利用する以上少しでも税金は課すべきだとする応益負担の原則を重視する意見。

グループ討論後の意見発表では、なぜこのような意見を発表するに至ったのか、発表者には議論の過程と理由を答えてもらい、それらの意見についてクラス全体で再度考えてもらいます。なおこのワーク2では、応能負担の原則と応益負担の原則について簡単に説明してください。また累進課税が所得格差を縮め、富を再分配する役割についても簡単に説明してください。

「公平な税制って、なに？」

【ワーク3-①】

同じ質問をします。なるべく公平に集めるには、どうすればいいでしょうか？ただし、この〇〇村で健康で文化的な生活を送るには、1軒あたり最低年200万円が必要です。

	所得(円)/年	メモ	税金(円)	残り(円)
A家	200万円			
B家	300万円			
C家	500万円			
D家	1,000万円			
E家	1,500万円			
F家	2,500万円			
合計	6,000万円			

公平な税制って、なに？

【ワーク3-②】

どれだけ集まりましたか？
足りなかったでしょうか？ それとも余りましたか？
各グループの代表は、集まって意見をまとめて発表してください。

○足りなかった場合

○余った場合

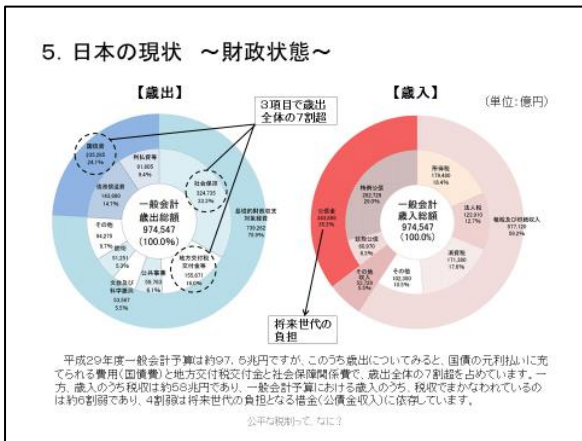
公平な税制って、なに？

<ワーク3>

6軒の所得については、ワーク2と全く同じ前提条件です。しかしこの問題には、憲法第25条に定める健康で文化的な最低限度の生活を営むには、年200万円の所得が必要という新たな条件が加えられています。この問題では、◎所得が200万円しかないF家については税負担が全額免除され、残り5軒で建設費1,800万円を負担すべきでしょうか？ ◎それとも、F家も学校を利用する以上、僅かであっても税金を負担すべきでしょうか。憲法や応能負担の原則からすると、F家の所得は担税力を有してないため、所得税は課税されません。しかしながらF家も、今後税金で建設される学校を利用することから、税金による便益を受けるため、利用に見合う最低限の税金は負担すべきだとする考え方があります。この考え方を応益負担の原則といいます。この応益負担の考えから導き出される税金として、所得ではなく消費に担税力を見いだす消費税があります。消費税は所得の大小に関わらず、消費に対して一定の税率を課すことから、垂直的公平に欠け逆進性があるといわれます。しかしながら消費という所得とは別の尺度に対して、一定の税率を課すことから、所得税とは違う意味で公平であるといえます。この公平さを水平的公平といい、所得税が重視する垂直的公平とは別の公平の概念です。

このワーク3では、所得税と消費税、垂直的公平と水平的公平、応能負担の原則と応益負担の原則、さらには憲法第25条の生存権が、それぞれどのように関連しあっているのか理解してもらってください。また、わが国の税制が、少子高齢化の進行により、これ以上所得に課税することが困難となっていることから、消費に課税する方向へと変化してきていることも理解してもらってください。

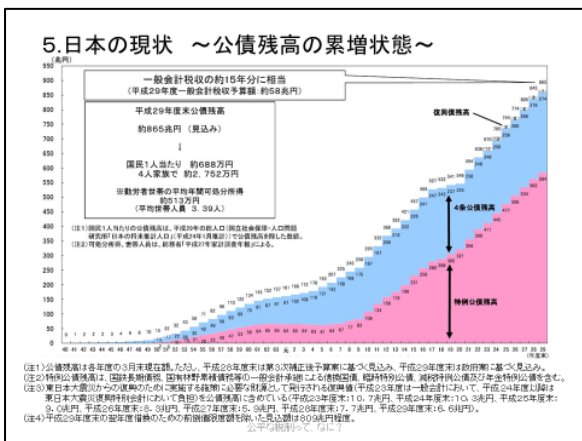
「公平な税制って、なに？」



<日本の現状>

我が国の財政状態が、現在どのようになっているのか、歳入・歳出グラフを用いて説明し、なにが問題となっているのか各自で考えてもらいます。とりわけ歳入と歳出のギャップ、膨張する社会保障関係費。税収の伸び悩みと公債金収入の拡大について、グラフを読み解きながら、生徒自身に問題点を気づいてもらいましょう。そして、わが国の公債残高の累積状態が、現在どのようになっているのか、何故このようになってしまったのか、一体なにが問題なのか、生徒に問いかけてみてください。

- 補足資料「4.国の財政を見てみよう」
- 補足資料「5.税収の推移を見てみよう」
- 補足資料「6.これからの社会と税を考えてみよう」



<まとめ>

ここまでの授業で学んだことは、国家にとって税金は公共サービスの原資を集め、所得の再分配や景気を調整する非常に重要な役割を有していること。しかし、所得税であれ消費税であれ、すべての納税者に対して公平な税金は存在しないということです。言い換えると垂直的公平と水平的公平の両方を、ひとつの税金で実現するのは不可能だということの二つです。そこで政府はいくつもの税金を組み合わせることで、社会全体で公平な税制を実現できるよう目指します。しかしながら公平に対する考え方や意見は、この授業を通してわかったように、納税者それぞれの立場により大きく異なります。そこで、納税者間の利害や意見を調整し、社会全体で公平な税制を実現できるよう広く議論する場が国会なのです。この国会という議論の場を通じて、出来る限り社会全体で公平な税制を実現させてゆくのは、納税者たる有権者と、やがて有権者となるみなさんの意識と選択にかかっているのです。みなさんが公平な税制を実現できるよう、正しい選択をするには、税制に対する正しい知識と関心を持つとともに、その用途についても関心を持つことが大切です。本日の授業がそのきっかけとなれば幸いです。公平な税制をいかに実現するかについて、短い時間ではありますが一緒に考えていただき、どうもありがとうございました。

上記のまとめは一例ですが、講師ご自身の言葉で、公平な税制について、生徒のみなさんに、納税者の一員として税金に関心を持つこと、また税金の用途について関心を持つことの大切さを伝えていただけると幸いです。

「公平な税制って、なに？」

高校生用Ⅲ

近畿税理士会『租税教室ワークシート まとめ』
()年()組 名前()

1. 【まとめ】今日の学習を通じて、公平な税制とはどうあるべきだと感じましたか？

2. これからの日本の財政について、考えついたことを自由に書きましょう！

「租税教室ワークシート まとめ」

1. 今日の学習を通じて、公平な税制とはどうあるべきだと感じましたか？
2. これからの日本の財政について、考えついたことを自由に書きましょう！

授業の感想や気づいたこと、意見・要望等について自由に書いてもらい、授業後に回収したものを資料として（コピー可）いただくと今後の授業の参考になります。なお授業時間が限られているので、後日に書いてもらったワークシートを回収していただいても結構です。